

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	障害者自立支援医療(精神通院・医療)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は障害者自立支援医療(精神通院・医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者自立支援医療(精神通院・医療)に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(都規則)に基づき「自立支援医療受給者証(精神通院)」(以下、「受給者証という」)の交付等に関する事務を行う。 ・精神障害者の通院医療費を助成するため、受給者証の交付・変更等の申請を受理して東京都に送付する。また東京都が発行した受給者証を申請者に交付する。 ・特定個人情報ファイルは受給者証の申請・交付に関する情報の管理に使用する。
③システムの名称	障がい者福祉システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム

2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援医療(精神通院)ファイル、情報連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第一第4の項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会 ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第一第4の項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 情報提供 東京都が行う

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	杉並保健所 保健サービス課
②所属長の役職名	保健サービス課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1 杉並区杉並保健所保健サービス課 03-3391-0015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類について、受付時から個人ごとにファイル等を使用し他人の書類がまぎれないようにしている。 ・保健センター間のマイナンバー入りの書類の移動は、職員が直接持参して受け渡しを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムやSDライブで管理を行わなければならない特定個人情報はない。 マイナンバーの記載された申請書は施錠できるキャビネットに保管し、管轄外の保健センターのマイナンバー入りの書類を受け付けた場合は、職員が直接持参して受け渡しを行っている。 区民がマイナンバー入りの書類を保健センター宛て郵送したい希望があった場合も、書留やレターパック等追跡可能な方法で郵送するように依頼し、紛失リスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和元年9月20日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和元年9月20日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号	・番号法 第19条第9号	事後	法改正
令和4年3月18日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月16日 時点	令和3年9月7日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年10月16日 時点	令和3年9月7日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者自立支援制度システム	障がい者福祉システム	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-0 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者福祉システム、中間サーバコネクタ、 中間サーバ・プラットフォーム	障がい者福祉システム、共通基盤システム、中 間サーバ・プラットフォーム	事後	機器更改
令和6年1月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者自立支援医療(精神通院)ファイル、中 間サーバDBファイル、情報連携ファイル	障害者自立支援医療(精神通院)ファイル、情 報連携ファイル	事後	機器更改
令和6年1月16日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月7日 時点	令和6年1月16日 時点	事後	自己点検
令和6年1月16日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年9月7日 時点	令和6年1月16日 時点	事後	自己点検
令和7年2月27日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和6年1月16日 時点	令和7年2月27日 時点	事後	自己点検